

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第779号)

平成22年5月21日

横 情 審 答 申 第 779 号

平 成 22 年 5 月 21 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年3月2日健生活第1162号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「牛久保配水池（西谷浄水場管轄）内における、牛久保の墓地開発業者
による墓地建設のための工事車両通行に関する一連の文書。」の非開示決
定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「牛久保配水池（西谷浄水場管轄）内における、牛久保の墓地開発業者による墓地建設のための工事車両通行に関する一連の文書。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「牛久保配水池（西谷浄水場管轄）内における、牛久保の墓地開発業者による墓地建設のための工事車両通行に関する一連の文書。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年1月28日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 墓地等の経営の許可等に係る事務について

墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）を経営しようとする者は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）及び横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第57号。以下「墓地条例」という。）に基づき、市長に申請し許可を受けなければならないとされている。また、墓地埋葬法及び墓地条例には、市長は必要があると認めるときは、その職員に墓地等を調査させ、又は墓地等の管理者から必要な報告を求めることができる旨が規定されている。

健康福祉局健康安全部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）では、上述の申請に対する審査及び処分に係る事務並びに許可を受けた墓地等に対する是正指導等の事務を行っている。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 本件請求については、牛久保配水池敷地内を墓地開発業者の工事車両が通行することに関する一連の文書が対象であると解されるが、本件申立文書は、墓地等

の経営許可とは直接関係のない文書であると考えた。

イ 生活衛生課が、墓地等の経営許可後に墓地建設のための工事に関して直接関与することはない。

ウ よって、本件申立文書は、生活衛生課所掌外の事務に関する行政文書であり、作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第10条第2項の規定に基づき非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 行政財産である牛久保配水池敷地内における民間の墓地開発業者による墓地建設のための工事車両通行に関し、透明性を求める。

5 審査会の判断

- (1) 墓地等の経営の許可等に係る事務及びあっせんに係る事務について

墓地条例第2章では、墓地等の経営の許可等の手続及び基準に関して定めており、墓地等の許可等を受けようとする者は、市長に申請しなければならないと規定されている。また、同条例第5章では、紛争当事者からの調整の申出により、市長があっせんを行うと規定されている。

そして、それらの事務の事務分掌については、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号。以下「事務分掌規則」という。）第6条で健康福祉局の事務として定めており、墓地埋葬法に基づく経営の許可等に関することについては生活衛生課、墓地等の設置に係る紛争解決のためのあっせんに関することについては同局総務部相談調整課（以下「相談調整課」という。）の所掌であるとそれぞれ規定されている。

- (2) 本件申立文書について

本件請求に係る開示請求書の開示請求に係る行政文書の名称又は内容欄には、「牛久保配水池（西谷浄水場管轄）内における、牛久保の墓地開発業者による墓地建設のための工事車両通行に関する一連の文書。」と記載され、請求先欄には、「横浜市長健康福祉局健康安全部生活衛生課」と記載されていることが認められた。また、申立人が同趣旨の請求を相談調整課その他の課等の名称をそれぞれ記載した

別の開示請求書によって行っていることを併せ考えると、本件申立文書は、都筑区牛久保町の墓地造成工事を行うにあたり、水道局西谷浄水場が管轄する牛久保配水池敷地内を墓地開発業者の工事車両が通行することに関する一連の文書のうち、生活衛生課が保有する行政文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は生活衛生課が行う事務である墓地等の経営許可とは直接関係がなく、当該課の所掌しない事務に関するものであり、生活衛生課が墓地等の経営許可後の墓地建設のための工事に直接関与することはないと説明しており、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず保有していないと主張しているため、以下検討する。

イ 実施機関に確認したところ、本件の墓地建設に係る工事車両の通行に関する調整は、墓地等の紛争に係る紛争解決のためのあっせんの一環として行われていたとのことであるところ、そのようなあっせんに関する事務が、事務分掌規則第6条により相談調整課の事務分掌として規定されていることは前記(1)のとおりである。

そうであれば、本件請求に係る行政文書を保有している課は実施機関において相談調整課であると考えるのが合理的であり、このことは、相談調整課あての同趣旨の開示請求に対して、実施機関が行政文書を特定して開示又は一部開示の決定をしていることから裏付けられる。

また、実施機関の説明によれば、生活衛生課が経営許可後に墓地建設のための工事に関して直接関与することはないとのことであり、このことを覆すような事実も見受けられないことから、生活衛生課が相談調整課その他から本件請求に係る行政文書を取得していたとも考えられない。

その他、本件申立文書の存在を推認させるような事情もなく、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年3月2日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年3月5日 (第97回第三部会) 平成22年3月15日 (第166回第二部会) 平成22年3月25日 (第163回第一部会)	・諮問の報告
平成22年4月2日 (第99回第三部会)	・審議
平成22年4月16日 (第100回第三部会)	・審議
平成22年5月7日 (第101回第三部会)	・審議